

〔別紙 1〕

随意契約理由書

件 名	東クリーンセンター 投入扉 4 門下部軸受他取替
契約の相手方	ナブコドア株式会社神戸支店
根 拠 法 令	地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 2 号に該当
随意契約の理由 東クリーンセンター（以下、「東 C C」）は、市内から発生する一般廃棄物の焼却施設である。収集した可燃ごみは、ごみピットに一時的に貯留されるが、ごみピットには、ごみ投棄口として投入扉が計 10 門付帯されている。 投入扉は常時閉鎖しており、ごみ投棄の都度開閉させることで、ごみの臭気が外部に漏れ出すことを防止し、施設の安全と衛生的環境を守る重要な設備である。 各投入扉は毎日開閉を繰り返しており、これら扉の点検を行ったところ、下部軸受で開閉時に異音発生等の不具合が確認された。このまま使用し続けると投入扉の機能を損ない、施設の安定操業が維持出来なくなるため補修を行う。 上記請負人は、東 C C 建設時にプラントメーカーの要求仕様に基づき、当該投入扉の設計、製作、据付を行っており、他者では投入扉の構造や機能など開閉駆動システムを含む技術的見地を知り得ないため、本業務を履行することは出来ない。 以上のことから、上記請負人との随意契約を行うものである。	
担 当 部 署 （ 問 合 せ 先 ）	環境局東クリーンセンター (電話番号 078-452-4100)